

(証券コード3708)

平成21年6月5日

株 主 各 位

静岡県島田市向島町4379番地

特種東海ホールディングス株式会社

代表取締役社長 三 澤 清 利

第2回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第2回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席お差支えの場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成21年6月22日（月曜日）午後5時40分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成21年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 静岡県静岡市葵区黒金町1番地の9
静岡音楽館AOI 7階講堂
(詳細は末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第2期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第2期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金配当の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役10名選任の件

- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役報酬等の額改定の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.ttpaper.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、期前半は原油・原材料価格の高騰が企業収益を圧迫し、期後半には米国発の世界的な金融危機の影響が实体经济にも波及し、需要の減退による企業収益の減少、設備投資の抑制、個人消費の低迷など、景気が急速に悪化しました。

紙パルプ業界におきましても、秋以降の景気減速による紙需要の大幅な減少により、長期操業休転を行うほどの生産調整を余儀なくされるなど、非常に厳しい経営環境となりました。

このような状況の中、当社グループは、販売価格の修正に鋭意取り組むとともに、不採算事業からの撤退、生産の集約化、物流の合理化、労務費を含む各種経費の大幅な削減などに取り組んでまいりました。しかしながら、期前半の原燃料価格の高騰や秋口以降の景気急減速により紙需要が大幅に減少するなど、厳しい状況で推移しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高は85,117百万円（前期比2.5%減）、利益面では、営業利益は629百万円（前期比43.1%増）、経常利益は183百万円（前期比2.2%増）、生産設備の集約化などに伴い工場用地などの固定資産売却益の計上、不採算事業からの撤退に伴う固定資産の減損損失の計上などにより、当期純利益は119百万円（前期は851百万円の当期純損失）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。なお、事業のセグメントごとの業績には、セグメント間の売上は含まれておりません。

【製紙事業】

産業用紙では、主力製品である段ボール原紙が、期前半までは猛暑による飲料関連の旺盛な需要に支えられて、販売数量を伸ばすことができましたが、期後半から景気悪化の影響により大幅な減少となりました。クラフト紙も同様の傾向で推移し、年間を通しての販売数量は、両製品とも総じて前期を下回りました。販売価格については、段ボール原紙・クラフト紙ともに平成20年10月より価格修正を実施し、ほぼ浸透しました。

特殊紙では、主力製品であるファンシーペーパーと高級印刷用紙は、平成20年7月に価格修正を行い、収益の確保に努めてまいりました。価格修正により販売価格は上昇しましたが、販売数量の減少により、数量・金額ともに前期を下回りました。また、特殊機能紙につきましては、新製品の開発やアジアにおける市場開拓に努めてまいりました。かつ、価格修正に取り組むとともに不採算製品から撤退し、収益性の改善に努めてまいりました。しかしながら、景気後退の影響を受けて、秋以降は金融・自動車・電機業界向けの販売が落ち込みました。

家庭紙では、トイレットペーパーが期初からの価格修正を実施して平成20年6月には浸透しました。しかしながら、更なる原燃料の高騰分を吸収すべく、秋口に価格修正を打ち出しましたが、景気悪化の影響に加えて原燃料価格の下落傾向が表面化してきたため、期前半値上げ後の価格維持に留まりました。

この結果、売上高は67,612百万円（前期比3.3%減）、営業損失は6百万円（前期比386.5%減）となりました。

【加工事業】

加工品の主力製品であるペーパータオルでは、販売数量が業務用シェア低下を回復すべく販売セグメントごとの販売強化に注力しましたが、価格競争の激化・薄物化の進行等により前期比減少となりました。一方、利益面では前期からの価格修正効果が年間を通して寄与したため、大幅に利益改善を果たすことができました。

ラミネート加工事業では、期後半の景気悪化の影響はあったものの、きめ細かな販売努力に加えて、前期からの価格修正効果により、増収増益となりました。

段ボール事業では、期前半は販売数量が順調に増加したことに加えて、前年の原紙値上り分の製品価格への転嫁を行うことができました。しかしながら、下期に実施された原紙値上げ分を製品価格へ完全に転嫁できず、また新年に入り販売数量が大幅に減少したことにより、増収・減益となりました。

この結果、売上高は14,866百万円（前期比0.4%減）、営業利益は387百万円（前期比372.4%増）となりました。

【環境事業】

サーマルリサイクル燃料化事業では、固形燃料（RPF）の生産量が堅調に推移するなど、概ね順調に推移しております。

土木・造園事業では、公共事業投資の抑制が依然として続いており、厳しい状況で推移しました。

この結果、売上高は2,638百万円（前期比6.0%増）、営業利益は71百万円（前期比63.4%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は8,121百万円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

製紙事業	東海パルプ(榑島田工場)	中芯抄紙機	4,728百万円
製紙事業	東海パルプ(榑島田工場)	古紙工程の改造	1,573百万円
製紙事業	東海パルプ(榑島田工場)	発電設備設置	753百万円
製紙事業	東海パルプ(榑島田工場)	排水処理設備強化(第3期)	562百万円

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充
該当ありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

製紙事業	明治製紙(榑)本社工場	本社工場土地売却	1,066百万円
製紙事業	東海パルプ(榑島田工場)	抄紙機減損	479百万円
製紙事業	特種製紙(榑)三島工場	発電設備減損	435百万円

③ 資金調達の状況

該当ありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当ありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当ありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当ありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当ありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	第1期	第2期
	(平成20年3月期)	(当連結会計年度) (平成21年3月期)
売上高(百万円)	87,332	85,117
当期純利益又は 当期純損失(△)(百万円)	△851	119
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)(円)	△5.36	0.74
総資産(百万円)	136,311	133,116
純資産(百万円)	61,985	58,431
1株当たり純資産額(円)	379.53	365.67

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
親会社はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
東海パルプ株式会社	6,572百万円	100%	紙・パルプの製造、加工、販売
特種製紙株式会社	6,867	100	特殊印刷用紙・特殊機能紙の製造、加工並びに販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成22年度を最終年度とする中期3ヵ年経営計画を受け、売上高1,000億円以上、売上高経常利益率4%、ROE(株主資本利益率)3.5%の確保を目標として掲げておりましたが、米国発の金融危機を背景とした急激な景気減速を受け、売上高850億円以上、売上高経常利益率3.5%以上に修正しております。これらの目標の実現に向け、収益性と効率性を追求した経営を行うことで、安定した事業基盤を確立してまいります。

① コンプライアンスの徹底

当社は、常に法令遵守を念頭に置き、グループの企業価値増大に向けた健全な経営管理を行うとともに、株主・取引先・従業員・地域社会などのステークホルダーから信頼、支持され続ける企業であるため、迅速性、効率性、透明性の高いコーポレート・ガバナンス体制の確立とその強化、充実に努めてまいります。また、社内外の委員で構成されたグループ全体のコンプライアンスを統括するコンプライアンス委員会を設置し、グループ内の状況把握、体制の強化を行っております。

② 統合シナジーの追求

当社は、東海パルプ(株)・特種製紙(株)、両社のシナジー効果を追求してまいります。経営統合以来、原燃料価格のかつてない高騰、景気低迷による紙需要の減退など、当社を取り巻く環境はスピードを上げて変化しております。そのような環境変化の中、より強固な企業基盤の構築に向け、引き続き、統合シナジーを最大限に発現するための事業分野の再構築に着手してまいります。

③ 関係会社の再編

当社グループは、主要2子会社(東海パルプ(株)・特種製紙(株))の下に15の関係会社を有しております。環境変化が激しい中、これまでの発想にとらわれることなく、「経営資源の有効活用」と「事業の選択と集中」とを進めるべく機動的な見直しを行ってまいります。また、グループ全体での経営合理化により企業価値の最大化を実現できる組織体制の構築を目指してまいります。

④ 他社連携の深化

既に公表済みの同業他社との連携につきましては、経営効率化のみならず、ユーザーニーズへの的確な対応や環境変化へのスピーディなアクションを行うことで、双方の企業価値の向上とともに株主価値の最大化を目指してまいります。製品開発の強化、生産体制の再構築、販売機能の強化などそれぞれの課題に向け、一層の深化を図ってまいります。

⑤ 開発力の強化

多様化する社会ニーズと変化する原燃料諸資材情勢など、製紙産業を取り巻く環境は大きな変化の中にあり、これまでもましてユーザーニーズの変化を的確に捉えた製品開発を行うことが必要になっております。特種製紙(株)が持つ染色や機能紙の開発技術と東海パルプ(株)が持つ古紙処理などのリサイクル技術などを融合することで、さらなる技術開発力の強化に取り組んでまいります。

⑥ 環境への配慮

これまでも循環型産業として古紙のリサイクルやバイオマスエネルギーの積極的活用などに取り組んでまいりました。今後につきましても、これまでに継続してきた環境保全活動をさらに発展させてまいります。

(5) 主要な事業内容（平成21年3月31日現在）

当社グループは、製紙事業、加工事業及び環境事業を行っておりますが、各事業の内容は次のとおりであります。

① 製紙事業

東海パルプ(株)、特種製紙(株)、明治製紙(株)、特種メーテル(株)が紙・パルプの製造・販売を行っており、販売については一部、特種紙商事(株)を通じて行っております。また、(株)テック東海が製紙設備の保全管理を、(株)リソース東海が原材料などの供給を、東海物流システム(株)が紙製品の輸送・保管などを、特種ロジスティクス(株)が製品を保管する倉庫業を行っております。

なお、持分法非適用の関連会社であった大河原運送(株)は、株式の売却により関連会社から外れております。

② 加工事業

東海加工紙(株)、大一コンテナ(株)他関連会社4社が紙の加工・販売を行っております。

③ 環境事業

東海パルプ(株)が電力販売を、(株)東海フォレストが土木・造園工事及び山林事業を、(株)レックスがサーマルリサイクル燃料の製造・販売などを行っております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成21年3月31日現在）

当 社	本社：東京都中央区、本店：静岡県島田市
東海パルプ株式会社	本社：東京都中央区、営業本部：東京都中央区、大阪支店：大阪府大阪市中央区、名古屋営業所：愛知県名古屋市中区、静岡営業所：静岡県島田市、工場：静岡県島田市
特種製紙株式会社	東京本社：東京都中央区、営業開発本部：東京都千代田区、大阪支店：大阪府大阪市中央区、三島工場：静岡県駿東郡長泉町、岐阜工場：岐阜県岐阜市

(7) 使用人の状況（平成21年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
製紙事業	1,311名	△126名
加工事業	244	6
環境事業	96	12
全社	52	37
合計	1,703	△71

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
52名	37名	40.0歳	12.2年

(注) 1 使用人数は就業員数であります。

2 平均勤続年数は、当社社会社の東海パルプ(株)又は特種製紙(株)からの通算年数となっております。

(8) 主要な借入先の状況（平成21年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社静岡銀行	13,334百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	7,277
農林中央金庫	4,739

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成21年3月31日現在）

- | | |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数 | 450,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 163,297,510株 |
| ③ 株主数 | 7,877名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
三 菱 商 事 株 式 会 社	13,800千株	8.65%
株 式 会 社 静 岡 銀 行	7,199	4.51
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 （ 信 託 口 4 G ）	5,860	3.67
日 清 紡 績 株 式 会 社	5,200	3.26
新生紙パルプ商事株式会社	5,031	3.15
日本トラスティ・サービス信託銀行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	4,756	2.98
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,642	2.91
中 央 建 物 株 式 会 社	4,351	2.73
株 式 会 社 十 六 銀 行	4,258	2.67
第 一 生 命 保 険 相 互 会 社	3,901	2.45

(注) 出資比率は自己株式（3,828,614株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成21年3月31日現在）

平成20年6月26日開催の取締役会決議による新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ・新株予約権の数
199個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
普通株式 199,000株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 161,000円（1株当たり161円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 1,000円（1株当たり1円）
- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
1株当たりの発行価格 162円
1株当たりの資本組入額 81円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成20年7月29日から平成40年7月28日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	159個	159,000株	7名
社外取締役	9	9,000	1
監査役	31	31,000	4

② 当該事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

平成20年6月26日開催の取締役会決議による新株予約権（株式報酬型ストックオプション）

- ・新株予約権の数
59個（新株予約権1個につき1,000株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数
普通株式 59,000株
- ・新株予約権の払込金額
1個あたり 161,000円（1株当たり161円）
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個あたり 1,000円（1株当たり1円）
- ・新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
1株当たりの発行価格 162円
1株当たりの資本組入額 81円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成20年7月29日から平成40年7月28日まで
- ・新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ・使用人等の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	交付者数
当社使用人	一個	一株	一名
子会社の役員及び使用人	59	59,000	3

(3) 会社役員 の 状 況

① 取締役及び監査役の状況（平成21年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況等
代表取締役社長	安本昌司	東海パルプ(株)代表取締役社長
代表取締役副社長	三澤清利	特種製紙(株)代表取締役社長
取締役	河合晃一	
取締役	高野啓士	事業開発室長
取締役	池谷修	資材戦略室長
取締役	石橋達彦	経営戦略室長
取締役	石川達紘	弁護士、亜細亜大学教授
取締役	伊藤齊	税理士
常勤監査役	宮澤均	
常勤監査役	原周司	
監査役	大倉喜彦	中央建物(株)代表取締役社長
監査役	志賀こず江	弁護士

- (注) 1 取締役石川達紘氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 常勤監査役宮澤均氏、監査役大倉喜彦氏及び監査役志賀こず江氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 常勤監査役宮澤均氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 4 平成20年6月26日開催の第1回定時株主総会において、高野啓士氏、池谷修氏及び石橋達彦氏が取締役、また原周司氏が監査役に選任され就任いたしました。
- 5 平成21年4月1日付で次のとおり役員を異動しております。

氏 名	新 職	旧 職
安本昌司	取締役会長	代表取締役社長
三澤清利	代表取締役社長	代表取締役副社長

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退任事由	退任時の地位・担当及び他の法人等の代表状況等
伊 藤 孝	平成20年6月26日	任期満了	取締役
三 浦 凡 宗	平成20年6月26日	任期満了	取締役
落 合 紀 男	平成20年6月26日	任期満了	取締役 東海加工紙(株)代表取締役社長
大 村 皖 伸	平成20年6月26日	辞 任	常勤監査役

③ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 (うち社外取締役)	11名 (1名)	109百万円 (4百万円)
監 (うち社外監査役)	5名 (3名)	23百万円 (15百万円)
合 (うち社外役員)計	16名 (4名)	132百万円 (19百万円)

- (注) 1 上記には、平成20年6月26日開催の第1回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名及び監査役1名を含んでおります。
- 2 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
- 3 取締役の報酬限度額は、平成19年2月21日開催の東海パルプ(株)及び特種製紙(株)における株主総会決議により承認された株式移転計画に基づき、年額300百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)となっております。
- 4 監査役報酬限度額は、平成19年2月21日開催の東海パルプ(株)及び特種製紙(株)における株主総会決議により承認された株式移転計画に基づき、年額50百万円以内となっております。
- 5 上記の支給額には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額5百万円(取締役8名分4百万円(うち社外取締役1名分0百万円)、監査役4名分1百万円(うち社外監査役3名分0百万円))。
 - ・ストックオプションによる報酬額32百万円(取締役8名分27百万円(うち社外取締役1名分1百万円)、監査役4名分5百万円(うち社外監査役3名分3百万円))。

ロ. 当事業年度に支払った役員退職慰労金

平成20年6月26日開催の第1回定時株主総会決議に基づき、同総会最終の時をもって退任した取締役及び監査役に対し支払った役員退職慰労金は、以下のとおりであります。

なお、平成20年5月26日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を、同総会最終の時をもって廃止することを決議いたしましたが、同総会最終後引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを同総会において決議いたしております。

- ・取締役3名4百万円
- ・監査役1名1百万円

(各金額には、上記イ.及び過年度の事業報告において役員の報酬等の総額に含めた役員退職慰労金の繰入額のうち、取締役分4百万円、監査役分1百万円が含まれております。)

ハ. 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

当事業年度において、社外役員が、役員を兼任する当社の子会社等から、役員として受けた報酬等はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の会社における業務執行取締役、社外役員の兼任状況

氏名	他の会社における業務執行取締役、社外役員の兼任状況
石川達紘 (社外取締役)	㈱北海道銀行 社外監査役 日本興亜損害保険㈱ 社外取締役 東鉄工業㈱ 社外監査役 林兼産業㈱ 社外取締役 セイコーエプソン㈱ 社外監査役 特種製紙㈱ 社外取締役 東海パルプ㈱ 社外取締役
宮澤均 (社外監査役)	東海パルプ㈱ 社外監査役
大倉喜彦 (社外監査役)	中央建物㈱ 代表取締役社長 ㈱リーガルコーポレーション 社外監査役 ㈱ホテルオークラ 社外取締役 ㈱ニッピ 社外監査役
志賀こず江 (社外監査役)	日本興亜損害保険㈱ 社外監査役 FXプライム㈱ 社外監査役

(注) 当社と中央建物㈱との間に重要な取引関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 石川達紘	当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回に出席いたしました。主に法律家としての見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、取締役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。
監査役 宮澤均	当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会9回すべてに出席いたしました。金融機関における長年の経験から、取締役会・監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。 また、取締役会・監査役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。
監査役 大倉喜彦	当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回、監査役会9回すべてに出席いたしました。企業経営者及び多数の社外役員としてのご経験・ご見識に基づき、取締役会・監査役会において、適宜、必要な発言を行っております。 また、取締役会・監査役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。
監査役 志賀こず江	当事業年度に開催された取締役会16回のうち14回、監査役会9回すべてに出席いたしました。主に法律家としてのご経験・ご見識に基づき、取締役会・監査役会において、コンプライアンスに関する意見等適宜、必要な発言を行っております。 また、取締役会・監査役会以外においても、適宜、代表取締役等に有益な意見具申をされております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 あずさ監査法人
新日本有限責任監査法人

- (注) 1 新日本監査法人は、平成20年6月24日付で有限責任監査法人に移行したことにより、新日本有限責任監査法人となりました。
- 2 新日本有限責任監査法人は、平成20年6月26日開催の第1回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により会計監査人を退任いたしました。

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	87百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	87百万円

- (注) 1 当社のすべての子会社につきましても、あずさ監査法人が会計監査人となっております。
- 2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 3 当社が、新日本有限責任監査法人に支払うべき当事業年度に係る監査の対価となる報酬等はありません。

③ 非監査業務の内容

当社は、財務報告に係る内部統制システムの構築にあたり、あずさ監査法人より助言業務を受けております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

3. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項第4号)

- ① 当社は、取締役及び使用人等が、経営理念、法令、社内規程及び社会通念等を遵守した行動をとるための規範や行動基準として、「特種東海ホールディングスグループ企業行動規範」を定める。
- ② 取締役は、継続的なコンプライアンス教育の実施等により、使用人に対し、法令、定款及び「特種東海ホールディングスグループ企業行動規範」その他コンプライアンス体制にかかる社内規程の遵守を徹底させる。
- ③ コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、社外役員を中心として構成されるコンプライアンス委員会を設置する。
- ④ これらの推進については、「経営戦略室」において実施する。また、代表取締役社長に直属する部署として、内部監査を実施する「監査室」を設置し、「監査室」は、コンプライアンスをはじめとする内部統制体制のモニタリングを実施するとともに、その結果を「取締役会」及び「監査役会」に報告することにより内部統制推進を図る。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第100条第1項第1号)

当社は、取締役会の議事録、稟議書、契約書等の作成・保存・管理を定めた「文書管理規程」に基づき各文書を管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号)

- ① 当社は、「リスク管理規程」に基づき、取締役会がグループ全体のリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、全体のリスクを網羅的・総合的に管理するとともに、リスクカテゴリーごとの管理運営は、主管部門を定め、主管部門の指示によりグループ各社における担当部門が行う。
- ② リスクカテゴリーごとの責任者（部署）は、該当リスクの発生を未然に防止するための手続き、リスクの管理、リスクが発生した場合の対処方法等の体制整備を行う。
- ③ 監査室は、定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検討し、監査実施項目が適切であるかどうかを確認し、必要があれば、監査方法の改訂を行う。
- ④ 監査室の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、その危険内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役会及び担当部署に通報される体制を構築する。
- ⑤ 経営に大きな影響を与える危機が発生した場合には、「リスク管理規程」に基づき社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第1項第3号)

- ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。
- ② また、「室長連絡会」を開催し、室ごとの取組み状況の点検、問題点についての対応を実施する。

(5) 会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号)

- ① 当社グループに共通の「特種東海ホールディングスグループ行動規範」を定め、グループの取締役・従業員一体となった遵法意識の醸成を図る。
- ② 当社は、子会社に法令及び定款を遵守した会社経営を行うことを定めた「グループ会社管理規程」に従い、子会社の適切な経営管理を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号、第100条第3項第2号)

- ① 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を業務執行部門と兼務で置き、監査役が監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
- ② 当該職員が監査役の指揮により監査業務に従事している場合、その監査業務に関して取締役及び所属長等の指揮命令を受けないものとする。
- ③ 当該職員の人事異動は、監査役会の同意を得なければならないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(会社法施行規則第100条第3項第3号)

- ① 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告することとする。
- ② 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために重要な会議に出席するとともに、主要な協議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることとする。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第100条第3項第4号)

- ① 代表取締役と監査役は定期的に会議を開催し、代表取締役の経営方針、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク、監査役監査の環境整備、監査上の課題等について意見交換を行う。
- ② 監査役は効率的な監査を実施するため、定期的に当社の会計監査人と意見交換を行う。

連結貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	41,606	流 動 負 債	50,060
現金及び預金	8,945	支払手形及び買掛金	15,043
受取手形及び売掛金	19,706	短期借入金	25,356
たな卸資産	11,003	1年以内に返済予定の 長期借入金	4,451
繰延税金資産	1,000	未払法人税等	255
その他	992	賞与引当金	359
貸倒引当金	△42	修繕引当金	243
固 定 資 産	91,509	その他	4,350
有形固定資産	75,124	固 定 負 債	24,624
建物及び構築物	19,512	長期借入金	22,728
機械装置及び運搬具	41,154	繰延税金負債	300
土地	13,138	修繕引当金	10
建設仮勘定	124	退職給付引当金	1,001
その他	1,196	役員退職慰労引当金	92
無形固定資産	1,208	環境対策引当金	272
のれん	930	その他	219
その他	277	負 債 合 計	74,684
投資その他の資産	15,176	純 資 産 の 部	
投資有価証券	12,464	株 主 資 本	58,364
繰延税金資産	1,459	資 本 金	11,485
その他	1,380	資 本 剰 余 金	14,483
貸倒引当金	△128	利 益 剰 余 金	33,546
資産合計	133,116	自 己 株 式	△1,151
		評価・換算差額等	△158
		その他有価証券評価差額金	△149
		繰延ヘッジ損益	△8
		新株予約権	41
		少数株主持分	184
		純 資 産 合 計	58,431
		負債及び純資産合計	133,116

連結損益計算書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売 上 高		85,117
売 上 原 価		71,363
売 上 総 利 益		13,754
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,125
営 業 利 益		629
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	16	
受 取 配 当 金	321	
そ の 他	368	706
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	694	
そ の 他	458	1,153
経 常 利 益		183
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,169	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	123	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	12	
過 年 度 匿 名 組 合 配 当 金	223	
そ の 他	37	1,565
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	15	
固 定 資 産 除 却 損	265	
減 損 損 失	914	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	112	
特 別 退 職 金	423	
製 品 表 示 適 正 化 対 応 費 用	109	
そ の 他	25	1,866
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		118
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	299	
法 人 税 等 調 整 額	△582	△282
少 数 株 主 利 益		44
当 期 純 利 益		119

連結株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から)
(平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成20年3月31日 残高	11,485	14,484	34,570	△117	60,422
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,142		△1,142
当期純利益			119		119
自己株式の取得				△1,036	△1,036
自己株式の処分		△0		2	1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	△0	△1,023	△1,033	△2,057
平成21年3月31日 残高	11,485	14,483	33,546	△1,151	58,364

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計			
平成20年3月31日 残高	1,425	△5	1,420	—	142	61,985
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△1,142
当期純利益						119
自己株式の取得						△1,036
自己株式の処分						1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△1,575	△3	△1,578	41	42	△1,495
連結会計年度中の変動額合計	△1,575	△3	△1,578	41	42	△3,553
平成21年3月31日 残高	△149	△8	△158	41	184	58,431

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 13社
会社の名称 東海パルプ(株)、特種製紙(株)、(株)東海フォレスト、(株)テック東海、(株)レックス、東海加工紙(株)、明治製紙(株)、(株)リソース東海、大ーコンテナー(株)、東海物流システム(株)、特種ロジスティクス(株)、特種メーテル(株)、特種紙商事(株)
- (2) 非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した連結子会社はありません。
- (2) 持分法を適用していない関連会社の数及び適用しない理由
持分法を適用していない関連会社4社（(株)タカオカ、(株)ダイヤ、(株)アテネ・ペーパーサプライ、(有)渡辺紙工）は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。なお、持分法非適用の関連会社であった大河原運送(株)は、株式の売却により関連会社から外れております。

3. 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社の事業年度の末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

主として移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(会計方針の変更)

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による低価法によっておりましたが、当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号平成18年7月5日）が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益はそれぞれ84百万円減少、税金等調整前当期純損失は、84百万円増加しております。

(2) 重要な固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	減価償却費は以下の方法を採用しております。
(リース資産を除く)	機械装置については、特殊紙に関する設備は定率法、その他は定額法
	その他の有形固定資産は定率法
	ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)は定額法によっております。
	主な耐用年数は次のとおりです。
	建物及び構築物 6～50年
	機械装置及び運搬具 3～15年

(追加情報)

一部の連結子会社は、法人税法の改正に伴い、資産の利用状況等を見直した結果、当連結会計年度より機械装置等の耐用年数を変更しております。これにより、当連結会計年度の営業利益、経常利益はそれぞれ394百万円減少、税金等調整前当期純損失は394百万円増加しております。

無形固定資産	定額法	ソフトウェア(自社利用)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を、その他の無形固定資産については定額法を採用しております。
(リース資産を除く)		

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	一部の連結子会社は、従業員賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
修繕引当金	一部の連結子会社は、定期修繕費用の支出に備えるため、発生費用見込額のうち、当連結会計年度に負担すべき費用を計上しております。
退職給付引当金	従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。なお、会計基準変更時差異については、10年による按分額を費用処理しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)で発生時の翌連結会計年度から定額法により費用処理しております。過去勤務債務は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)で定額法により費用処理しております。

環境対策引当金

一部の連結子会社は「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」によるPCB廃棄物の処理支出に備えるため、処理見積額を計上しております。

役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は取締役及び監査役に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

一部の連結子会社は、ヘッジ会計を適用しております。ヘッジ会計の方法等は以下のとおりであります。

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理

なお、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

a. ヘッジ手段…為替予約取引

ヘッジ対象…1年以内に購入取引が予定されている外貨建輸入取引及び外貨建金銭債務

b. ヘッジ手段…オイルスワップ

ヘッジ対象…原油価格に連動する買入債務及び予定取引

c. ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

③ ヘッジ方針

一部の連結子会社は、内規に基づき、外貨建金銭債権債務等に係る為替相場変動リスク及び原油価格変動リスク及び借入金の金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

④ ヘッジの有効性評価の方法

一部の連結子会社は、内規に基づき、ヘッジ手段とヘッジ対象の為替変動による相関関係によって有効性を評価し、有効性の検証を実施しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

① 売上計上基準

出荷基準及び工事完成基準によっておりますが、工期1年超で請負金額が500万円超の工事については工事進行基準を採用しております。当連結会計年度における工事進行基準による完成工事高はありません。

② 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法によっております。

6. のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、個別案件ごと判断し、20年以内の合理的な年数で規則的に償却しております。

(会計方針の変更)

リース取引に関する会計基準

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、引続き、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。この変更による、当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

(追加情報)

役員退職慰労引当金

当社及び一部の連結子会社は、従来、取締役及び監査役に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成20年6月26日開催の株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止を決定したことに伴い、平成20年7月1日以降は計上しておりません。これに伴い、退任時に支給した分を除き、当該総会までの期間に対応する役員退職慰労金相当額164百万円を固定負債の「その他」に計上しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産

建物及び構築物	11,462	(11,331)	百万円
機械装置	36,677	(36,677)	
土地	3,524	(2,173)	
その他	3	(—)	
計	51,668	(50,182)	

()内の金額(内数)は工場財団抵当資産を示しております。

担保されている債務

短期借入金	2,721	(484)	百万円
1年以内に返済予定の長期借入金	2,343	(2,122)	
長期借入金	4,881	(4,119)	
計	9,946	(6,726)	

()内の金額(内数)は工場財団抵当資産によって担保されている債務を示しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 140,773百万円

3. 保証債務

日伯紙パルプ資源開発㈱	23,704	百万円
提携住宅ローン	4	百万円

日伯紙パルプ資源開発㈱への保証は、他社負担額を含めた連帯保証の総額であり、当社グループの負担額は223百万円です。

4. 受取手形割引高 558百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 過年度匿名組合配当金

不動産の流動化に伴う匿名組合からの配当金については、当該配当の原資が流動化した不動産の信託期間終了時の売却代金であることから、従来は不動産の値下りリスクを考慮して計上しておりませんでした。不動産の流動化信託期間の半分を経過したことを契機に、当該不動産について不動産鑑定評価を行い、当該鑑定評価により配当金の回収の確実性が高まったことから、当連結会計年度より配当金を計上しております。

なお、配当金の総額を長期未収入金に計上し、当該債権に対する回収不能見込み額8百万円を貸倒引当金に計上しております。

2. 減損損失の内訳

場所	用途	種類	減損損失額
静岡県島田市	遊休資産	機械装置及び工具器具備品等	479百万円
静岡県駿東郡長泉町	処分予定の発電設備	機械装置及び工具器具備品等	435百万円

当社グループは主として管理会計上の事業所を単位としてグルーピングを行い、減損会計を適用しております。また、本社・福利厚生施設等のように単独で収益を生まない資産は共用資産とし、将来の使用が見込まれていない資産は遊休資産として個別単位でグルーピングを行っております。

遊休資産については、回収可能価額が帳簿価額より下落していることにより、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は機械装置446百万円、工具器具備品等32百万円であります。

処分予定の発電設備については、発電設備について処分の意思決定がなされたため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は機械装置434百万円、工具器具備品等0百万円であります。

なお、当該資産の回収可能価額は、将来キャッシュ・フローがマイナスとなると見込まれ、かつ正味売却価額もないため、ゼロとして評価しております。

3. 製品表示適正化対応費用

原料配合率乖離問題に伴う製品表示適正化のために、消費者の返品及び包装替え等に要した関連費用であります。

4. 特別退職金

主として連結子会社である東海パルプ(株)の特別退職加算金等であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	期首株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末株式数
発行済株式 普通株式	163,297千株	－千株	－千株	163,297千株
合 計	163,297	－	－	163,297
自己株式 普通株式 (注) 1, 2	352	3,775	8	4,119
合 計	352	3,775	8	4,119

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加3,775千株は、取締役会決議による自己株式の買取りによる増加3,736千株及び単元未満株式の買取りによる増加39千株であります。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少8千株は、単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2. 新株予約権等に関する事項

発行日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
平成20年7月28日	普通株式	258千株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力 発生日
平成20年 6月26日 定時株主総会	普通株式	1,142	7.0	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力 発生日
平成21年 6月23日 (予定) 定時株主総会	普通株式	558	利益剰余金	3.5	平成21年 3月31日	平成21年 6月24日

開示対象特別目的会社に関する注記

連結計算書類提出会社の連結子会社である東海パルプ株式会社（以下、「東海パルプ」という。）は、平成13年に、資金調達多様化と財務体質の改善を目的とし、特別目的会社を活用して、不動産の流動化を実施しました。当該流動化において、東海パルプは、不動産を当該特別目的会社に譲渡し、譲渡した資産を裏付けとして、当該特別目的会社が借入れによって調達した資金を、売却代金として受領しました。当社グループが、これまで活用した特別目的会社は、当該1社のみであります。

東海パルプは、当該特別目的会社と匿名組合契約を締結しており、当該契約による出資金を有しております。東海パルプは、当該出資金を全て回収する予定であり、平成21年3月末現在、将来における損失負担の可能性はないと判断しております。当該匿名組合の平成20年12月末（直近決算）における資産総額は752百万円、負債総額は672百万円であります。なお、東海パルプは、当該匿名組合について、議決権のある出資は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。

当連結会計年度における、当該匿名組合との取引金額等は、次のとおりであります。

	主な取引の金額又は 連結会計年度末残高	主な損益計上額	
		項目	金額
匿名組合出資金 (注) 1	80百万円	配当金 (注) 2	265百万円
配当金に係る未収入金 (注) 3	265百万円	—	—
賃借取引 (注) 4	—	支払リース料	71百万円

(注) 1 匿名組合出資金は、当連結会計年度末残高を記載しております。

2 配当金の内訳として、過年度匿名組合配当金223百万円が含まれており、特別利益に計上しております。また、連結損益計算書上、223百万円を除いた42百万円を営業外収益の受取配当金に計上しております。

3 配当金に係る未収入金は、配当金の支払い留保に相当するものであります。

4 譲渡した不動産について賃借（リースバック）を行っており、当該賃借取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理されております。なお、当該賃借取引は、解約不能なオペレーティング・リースに該当し、その未経過リース料の金額については、358百万円であります。

1株当たり情報に関する注記

- | | |
|------------------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 365円67銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 0円74銭 |
| 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 | 0円74銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成21年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	21,224	流 動 負 債	16,385
		短 期 借 入 金	15,400
現 金 及 び 預 金	151	1年以内に返済予定の 長 期 借 入 金	862
		未 払 金	3
前 払 費 用	15	未 払 費 用	56
		未 払 法 人 税 等	45
繰 延 税 金 資 産	5	そ の 他	17
		固 定 負 債	11,355
関 係 会 社 貸 付 金	16,262	長 期 借 入 金	11,337
		長 期 未 払 金	18
		負 債 合 計	27,740
関 係 会 社 預 け 金	4,695	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	62,161
そ の 他	93	資 本 金	11,485
		資 本 剰 余 金	48,823
固 定 資 産	68,711	資 本 準 備 金	3,985
		そ の 他 資 本 剰 余 金	44,838
投 資 そ の 他 の 資 産	68,711	利 益 剰 余 金	2,905
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2,905
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,905
関 係 会 社 株 式	57,339	自 己 株 式	△1,052
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△7
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	11,337	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△7
		新 株 予 約 権	41
		新 株 予 約 権	41
繰 延 税 金 資 産	34	純 資 産 合 計	62,195
資 産 合 計	89,936	負 債 及 び 純 資 産 合 計	89,936

損 益 計 算 書

(平成20年4月1日から
平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		632
営 業 費 用		610
営 業 利 益		21
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	131	
そ の 他	3	134
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	81	
そ の 他	8	90
経 常 利 益		65
税 引 前 当 期 純 利 益		65
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	54	
法 人 税 等 調 整 額	△28	25
当 期 純 利 益		40

株主資本等変動計算書

(平成20年4月1日から)
(平成21年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成20年3月31日 残高	11,485	3,985	44,839	48,824	4,007	4,007
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△1,142	△1,142
当期純利益					40	40
自己株式の取得						
自己株式の処分			△0	△0		
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	△0	△0	△1,102	△1,102
平成21年3月31日 残高	11,485	3,985	44,838	48,823	2,905	2,905

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
平成20年3月31日 残高	△18	64,298	—	—	—	64,298
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△1,142				△1,142
当期純利益		40				40
自己株式の取得	△1,036	△1,036				△1,036
自己株式の処分	2	1				1
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△7	△7	41	34
事業年度中の変動額合計	△1,033	△2,136	△7	△7	41	△2,102
平成21年3月31日 残高	△1,052	62,161	△7	△7	41	62,195

個別注記表

重要な会計方針に関する事項

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券 関係会社株式 移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブ 時価法
2. ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。
3. 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

役員退職慰労引当金

取締役及び監査役に対する退職慰労金の支払に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しておりましたが、平成20年6月26日開催の株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止を決定したことに伴い、平成20年7月1日以降は計上しておりません。これに伴い、退任時に支給した分を除き、当該総会までの期間に対応する役員退職慰労金相当額18百万円を固定負債の「長期未払金」に計上しております。

貸借対照表に関する注記

1. 保証債務
東海バルブ㈱ 6,000百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものは除く）
短期金銭債権 92百万円
短期金銭債務 34百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引	
営業収益	632百万円
営業費用	60百万円
営業取引以外の取引高	140百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び総数	
普通株式	3,828,614株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払賞与	2百万円
未払事業税	2百万円
減価償却費損金算入限度超過額	5百万円
株式報酬費用	16百万円
繰延ヘッジ損益	5百万円
長期未払金	7百万円
繰延税金資産合計	40百万円

関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社等の名称・住所	資本金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
					役員兼任等	事業上の関係				
子会社	東海バルブ株式会社 静岡県島田市	6,572	紙・バルブの製造・加工・販売	直接100.0	5名	経営指導 当社が債務保証	経営指導(注)1	379	未収入金	39
							資金の預け資金の回収(注)2	1,210	関係会社預け金	4,135
							資金の貸付資金の回収(注)2	28,600 1,000	短期貸付金 長期貸付金	16,262 11,337
							受取利息(注)2	121	未収入金	26
							受取保証料(注)2	1	—	—
						債務保証(注)3	6,000	—	—	
子会社	特殊製紙株式会社 静岡県駿東郡長泉町	6,867	紙の製造・加工・販売	直接100.0	5名	経営指導	経営指導(注)1	252	未収入金	26
							資金の預け資金の回収(注)2	430 1,630	関係会社預け金	560
							受取利息(注)2	9	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1 経営指導料の取引条件については、一般の取引を参考に決定しております。
- 2 資金の貸付利率及び保証料は市場金利を勘案して利率及び保証料を合理的に決定し、関係会社と覚書を交わした上である一定期間資金を貸し付けております。
- 3 債務保証については、生産設備投資資金及び運転資金として、金融機関からの借入金に対して保証したものであります。
- 4 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	389円76銭
2. 1株当たり当期純利益金額	0円25銭
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	0円25銭

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月15日

特種東海ホールディングス株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	望月	正芳	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	富永	貴雄	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	春山	直輝	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、特種東海ホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、特種東海ホールディングス株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
追記情報

連結注記表の連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項4. (1) ③に記載されているとおり、会社及び連結子会社は当連結会計年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成21年 5月15日

特種東海ホールディングス株式会社

取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	望 月	正 芳	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	富 永	貴 雄	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	春 山	直 輝	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、特種東海ホールディングス株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第2期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第2期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監視及び検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びあずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年 5月18日

特種東海ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 宮 澤 均 ㊟
(社外監査役)

常勤監査役 原 周 司 ㊟

社外監査役 大 倉 喜 彦 ㊟

社外監査役 志 賀 こず江 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金配当の件

第2期の期末配当につきましては、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金3円50銭といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は558,141,136円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成21年6月24日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- ① 当社は、当社を存続会社とする簡易合併の手続きにより、平成22年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である東海パルプ㈱及び特種製紙㈱を消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を予定しており、平成21年5月26日に合併に係る覚書の締結を行いました。本件吸収合併により、当社は平成22年4月1日の効力発生日をもって、東海パルプ㈱及び特種製紙㈱の事業を承継し直接事業を行うことになることから、当社事業目的について所要の変更を行うとともに、今後の取締役任用を機動的に行うことを可能にするため、現行定款第20条に定める取締役の員数を10名以内から15名以内に変更するものであります（変更案第2条及び同第19条）。

なお、変更案第2条及び同第19条の変更につきましては、本件吸収合併の効力が発生することを条件として、平成22年4月1日付けをもって効力が生じるものといたします。

- ② 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。）が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行（いわゆる株券の電子化）されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを作成して備え置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条（株券の発行）につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

- ③ 監査役会機能の強化のため、常任監査役の選定を可能にするため、所用の変更行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1) 次の事業を営む会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配および管理</u></p> <p>① 紙、パルプおよびその副産物の製造、加工ならびに売買</p> <p>② 合板、繊維板、その他各種建材および木材を原料とする諸品の製造、加工ならびに売買</p> <p>③ 化学工業品の製造、加工および売買</p> <p>④ 前各号に関連する設備機械器具類の設計、製作、売買ならびに技術指導</p> <p>⑤ 木材の伐出、加工、売買および植木の生産、売買ならびに造林、製材</p> <p>⑥ 各種原料、製品および環境管理に関する分析ならびに試験、検査および証明</p> <p>⑦ 発電ならびに電力販売</p> <p>⑧ 不動産の売買、貸借、管理、仲介ならびに鑑定</p> <p>⑨ 製紙技術の研究、開発に関連する文献・資料の収集、および紙関連文化財の保存・展示</p> <p>⑩ 土木、建築ならびに造園の設計、監理、施工</p> <p>⑪ 体育、娯楽、宿泊等の施設の管理運営</p> <p>⑫ 旅館および食堂の経営</p> <p>⑬ 産業廃棄物の収集、運搬、処理</p> <p>⑭ 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 当社がその株式を所有する他の会社への経営指導</p> <p>(3) 前各項に付帯または関連する一切の事業</p> <p>第3条～第6条 (条文省略)</p>	<p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>(1) 紙、パルプおよびその副産物の製造、加工ならびに売買</u></p> <p><u>(2) 合板、繊維板、その他各種建材および木材を原料とする諸品の製造、加工ならびに売買</u></p> <p><u>(3) 化学工業品の製造、加工および売買</u></p> <p><u>(4) 前各号に関連する設備機械器具類の設計、製作、売買ならびに技術指導</u></p> <p><u>(5) 木材の伐出、加工、売買および植木の生産、売買ならびに造林、製材</u></p> <p><u>(6) 各種原料、製品および環境管理に関する分析ならびに試験、検査および証明</u></p> <p><u>(7) 発電ならびに電力販売</u></p> <p><u>(8) 不動産の売買、貸借、管理、仲介ならびに鑑定</u></p> <p><u>(9) 製紙技術の研究、開発に関連する文献・資料の収集、および紙関連文化財の保存・展示</u></p> <p><u>(10) 土木、建築ならびに造園の設計、監理、施工</u></p> <p><u>(11) 体育、娯楽、宿泊等の施設の管理運営</u></p> <p><u>(12) 旅館および食堂の経営</u></p> <p><u>(13) 産業廃棄物の収集、運搬、処理</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(14) 前各号の事業を営む会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配および管理</u></p> <p>(15) 当社がその株式を所有する他の会社への経営指導</p> <p>(16) 前各号に付帯または関連する一切の事業</p> <p>第3条～第6条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第11条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第13条～第19条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p> <p>(単元未満株主の売渡請求)</p> <p>第10条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(員数) 第20条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u> 第21条～第33条 (条文省略) (常勤の監査役) 第34条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。 第35条～第46条 (条文省略) <u>第8章 附則</u> (最初の事業年度) 第47条 <u>当社の最初の事業年度は、当社の設立の日から平成20年3月31日までとする。</u> (新設) (新設) (新設) (新設)</p>	<p>(員数) 第19条 当社の取締役は、<u>15名以内とする。</u> 第20条～第32条 (現行どおり) (常勤の監査役および常任監査役) 第33条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定するほか、<u>監査役の中から常任監査役を選定することができる。</u> 第34条～第45条 (現行どおり) (削除) (削除) <p style="text-align: center;">附則</p> 第1条 <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u> 第2条 <u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</u> 第3条 <u>本則第2条(目的)および同第19条(員数)の変更は、平成22年4月1日をもって効力を生じるものとし、平成22年4月1日をもって本条を削るものとする。</u></p>

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の強化をはかるため取締役を2名増員し取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式数
1	安本昌司 (昭和18年1月20日生)	昭和41年 4月 東海パルプ(株)入社 平成 6年 4月 同 企画管理部長 平成 9年 6月 同 取締役、社長室長 平成13年 4月 同 常務取締役、企画管理本部長兼財務部長 平成16年 4月 同 専務取締役、企画管理本部長 平成16年 7月 同 専務取締役兼執行役員、企画管理本部長 平成17年 4月 同 取締役兼副社長執行役員、社長補佐兼企画管理本部長 平成18年 4月 同 代表取締役社長兼社長執行役員(現職) 平成19年 4月 当社代表取締役社長 平成21年 4月 当社取締役会長(現職)	54,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式数
2	三 澤 清 利 (昭和23年9月29日生)	昭和46年 3月 特種製紙(株)入社 平成 5年 5月 同 管理本部総務部長兼岐阜工場総務部長 平成12年 6月 同 取締役、社長室長 平成13年 6月 同 取締役、社長室統轄兼営業技術総本部副総本部長 平成14年 8月 同 取締役、総合企画本部長 平成15年 6月 同 常務取締役、総合企画本部長兼東京支店長兼報酬委員会委員 平成16年 4月 同 代表取締役社長、取締役会議長兼報酬委員会委員兼指名委員会委員 平成19年 4月 当社代表取締役副社長 平成19年 6月 特種製紙(株)代表取締役社長、取締役会議長兼本部長会議長(現職) 平成21年 4月 当社代表取締役社長(現職)	55,790株
3	石 橋 達 彦 (昭和30年2月4日生)	昭和55年 4月 東海パルプ(株)入社 平成16年 4月 同 企画部長 平成18年 4月 同 執行役員、企画管理本部長代理兼企画部長 平成18年 6月 同 取締役兼執行役員、企画管理本部長代理兼企画部長 平成19年 4月 同 取締役兼執行役員 当社経営戦略室長 平成20年 4月 東海パルプ(株)取締役兼執行役員、当社経営戦略室長 平成20年 6月 東海パルプ(株)取締役兼常務執行役員(現職) 当社取締役、経営戦略室長(現職)	7,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式数
4	三浦凡宗 (昭和24年2月11日生)	昭和46年 3月 特種製紙(株)入社 平成 5年 1月 同 三島工場第二製造部長 平成13年 4月 同 営業技術総本部第二営業本部長 平成14年 6月 同 取締役、営業技術本部第三営業本部長兼総合技術研究所長 平成16年 4月 同 常務取締役、東京支店長兼報酬委員会委員兼指名委員会委員 平成17年 6月 同 専務取締役、生産・技術統轄兼報酬委員会委員兼指名委員会委員 平成18年 3月 同 専務取締役専務執行役員、指名委員会委員 平成19年 4月 同 専務取締役専務執行役員、社長補佐兼技術統轄、当社取締役 平成20年 4月 特種製紙(株)専務取締役専務執行役員、生産本部長 平成20年 6月 同 取締役専務執行役員、生産本部長 (現職)	43,870株
5	高野啓士 (昭和25年3月13日生)	昭和57年 2月 特種製紙(株)入社 平成12年 3月 同 第一製造部長 平成14年 9月 同 三島工場理事、第一製造部長兼資材部長 平成16年 6月 同 執行役員、生産本部長兼三島工場長 平成17年 4月 同 執行役員、生産本部長 特種紙工(株)(現特種メーテル株)代表取締役社長、新メーテル(株)(現特種メーテル株)取締役副社長 平成19年 4月 特種製紙(株)執行役員、技術開発本部長 平成19年 6月 同 取締役、技術開発本部長 平成20年 4月 同 取締役、当社事業開発室長 平成20年 6月 特種製紙(株)取締役常務執行役員 (現職) 当社取締役、事業開発室長 (現職)	11,460株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所 有 す る 当社株式数
6	池 谷 修 (昭和27年3月2日生)	昭和49年 4月 東海パルプ(株)入社 平成11年 1月 同 生産管理部長兼環境保全室長 平成15年 4月 同 工場長代理兼生産管理部長 兼環境保全部担当 平成16年 7月 同 執行役員、特殊紙事業部長代理 平成18年 4月 同 執行役員、特殊紙事業部長 平成18年 6月 同 取締役兼執行役員、特殊紙 事業部長 平成19年 4月 同 取締役兼執行役員、工場長 代理兼生産管理部長 平成20年 4月 同 取締役兼執行役員 当社資材戦略室長 平成20年 6月 東海パルプ(株)取締役兼常務執行 役員(現職) 当社取締役、資材戦略室長(現職)	8,000株
7	伊 藤 齊 (昭和21年8月22日生)	昭和44年 4月 国税庁長官官房人事課採用 昭和60年 7月 札幌国税局関税部長 平成 3年 7月 大蔵省印刷局総務部職員課長 平成 5年 7月 名古屋国税局総務部長 平成 9年 7月 税務大学校副校長 平成10年 7月 高松国税局長 平成11年 9月 税理士(現職) 平成12年 4月 東洋大学大学院客員教授(現職) 平成14年 9月 特種製紙(株)顧問 平成15年 6月 同 常任監査役、監査役会議長 平成18年 6月 同 取締役、社長室担当 特種 P スティクス(株)代表取締役社長 平成19年 4月 当社取締役 特種製紙(株)取締役、グループ会 社統轄本部長 特種 P スティクス(株)代表取締役社長 平成20年 4月 当社取締役、財務・IR室担当 (現職) 特種製紙(株)取締役、管理本部担当 平成20年 6月 同 取締役(現職)	39,680株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式数
8	梅原 淳 (昭和27年1月17日生)	昭和50年 3月 特種製紙(株)入社 平成13年 4月 同 施設部長 平成15年 4月 同 三島工場理事・工場次長兼施設部長 平成15年12月 同 理事、三島工場副工場長兼施設部長 平成16年 4月 同 技術開発本部理事・部長兼施設部長 平成16年 6月 同 執行役員、技術開発本部長兼施設部長 平成18年 3月 同 執行役員、品質保証センター長兼生産会議議長 平成19年 4月 同 執行役員、生産本部長 平成19年 6月 同 取締役、生産本部長 平成20年 4月 同 取締役、技術本部長 平成20年 6月 同 取締役常務執行役員、技術本部長（現職）	11,190株
9	紅林 昌巳 (昭和27年5月26日生)	昭和50年 4月 東海パルプ(株)入社 平成11年10月 同 技術開発部長 平成15年 4月 同 工場長代理 平成16年 7月 同 執行役員、工場長代理 平成17年 4月 同 執行役員、工場長代理兼生産技術室長 平成18年 4月 同 執行役員、工場長代理兼生産技術室長 (株)テック東海代表取締役社長 平成18年 6月 同 代表取締役社長 東海パルプ(株)取締役兼執行役員、工場長代理兼生産技術室長 平成20年 4月 同 取締役兼執行役員、工場長 平成20年 6月 同 取締役兼常務執行役員、工場長（現職）	5,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式数
10	石川達紘 (昭和14年4月4日生)	昭和40年 4月 東京地方検察庁検事 平成元年 9月 同 特別捜査部長 平成 5年 4月 同 次席検事 平成 8年 6月 最高検察庁公判部長 平成 9年 2月 東京地方検察庁検事正 平成11年 4月 福岡高等検察庁検事長 平成12年11月 名古屋高等検察庁検事長 平成13年12月 弁護士(現職) 平成14年 4月 亜細亜大学法学部教授(現職) 平成14年 8月 特種製紙(株)特別顧問 平成15年 6月 同 取締役、報酬委員会委員長 兼重要財産管理委員会委員長 平成19年 4月 当社取締役(現職) 平成20年 6月 特種製紙(株)取締役(現職) 東海パルプ(株)取締役(現職)	29,300株

- (注) 1 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2 石川達紘氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 3 石川達紘氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
石川達紘氏は、東京地方検察庁特別捜査部長、名古屋高等検察庁検事長等を歴任され、現在は弁護士としてその豊富な知識・経験を活かして活躍されており、コンプライアンス、コーポレートガバナンスの充実強化に向けて適切なアドバイザーとして社外取締役候補者とするものであります。
なお、同氏は、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。
- 4 石川達紘氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年2ヶ月となります。
- 5 社外取締役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。当社は石川達紘氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され同氏が社外取締役として再任された場合、当該責任限定契約は引き続き効力を有するものとしております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役宮澤均氏は、本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者三谷充弘氏は、監査役宮澤均氏の補欠として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより退任される同監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式数
三谷充弘 (昭和31年1月28日生)	昭和55年 4月 (株)静岡銀行入行 平成15年 6月 同 審査第一グループ長 平成16年 4月 特種製紙(株)経営戦略室長 平成17年 4月 同 経営企画本部長兼経営戦略室長 平成17年 8月 同 理事、経営企画本部長兼経営戦略室長 平成18年 3月 同 執行役員、社長室長 平成19年 4月 同 執行役員、総合企画本部副本部長 当社財務・IR室長(現職) 平成19年 7月 特種製紙(株)執行役員、総合企画本部長 平成20年 4月 同 執行役員(現職)	34,600株

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条2項の規定に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式数
宮澤 均 (昭和21年5月24日生)	昭和45年 4月 ㈱静岡銀行入行 平成 4年 7月 同 藤枝中央支店長 平成 6年 4月 同 日本橋支店長 平成 8年 4月 同 成子支店長 平成10年 6月 東海パルプ(㈱常勤監査役 平成19年 4月 同 監査役(現職) 当社常勤監査役(現職)	22,000株

- (注) 1 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2 補欠監査役候補者宮澤均氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。
- 3 補欠の社外監査役の選任理由について
宮澤均氏につきましては、同氏が銀行員として培ってきた経験や知識から企業経営の健全性を確保し、コーポレート・ガバナンスの強化を図るため業務執行等の適法性について監査していただくために社外監査役候補者とするものであります。
- 4 社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断した理由について
宮澤均氏につきましては、過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与されたことはありませんが、銀行員として培ってこられた経験と見識に鑑み、会社の監査業務に十分な見識を有しておられ、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。なお、同氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって、1年2ヶ月となります。
- 5 補欠の監査役との責任限定契約について
当社は、宮澤均氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。本議案が承認された後において、同氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との上記責任限定契約を再締結する予定であります。

第6号議案 取締役報酬等の額改定の件

当社取締役の報酬額は、平成19年2月21日開催の東海パルプ(株)及び特種製紙(株)における株主総会決議により株式移転計画が承認され、取締役は年額300百万円(使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)以内とする旨ご承認いただき今日に至っておりますが、当社は、当社を存続会社とする簡易合併の手続きにより、平成22年4月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である東海パルプ(株)及び特種製紙(株)の吸収合併を予定しております。これに伴い、事業子会社の機能を当社に取り込むこととなり、今後の取締役任用を機動的に行うことを可能にするため、第2号議案定款一部変更の件が承認可決され、取締役の員数が15名になることを条件に取締役報酬枠を年額450百万円(うち社外取締役50百万円)以内に改定させていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとしたいと存じます。現在の取締役は8名であり、第3号議案が承認可決されますと取締役は10名(うち社外取締役1名)となります。

また、上記金銭報酬枠とは別枠で、取締役に対する報酬等として年額50百万円(うち社外取締役2百万円)の範囲内でストックオプションとして新株予約権を割り当てることにつき、平成20年6月26日開催の第1回定時株主総会においてご承認いただき今日に至っておりますが、この報酬枠等につきましても、取締役に対する報酬等として年額75百万円(うち社外取締役3百万円)の範囲内でストックオプションとして新株予約権を割り当てることにつき、ご承認をお願いするものであります。

具体的には、新株予約権の割当てを受ける取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより、新株予約権を取得させるものであります。ストックオプションとしての報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価値に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

なお、現在の取締役は8名(うち社外取締役1名)であり、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は10名(うち社外取締役1名)となります。

1. 報酬として新株予約権を割り当てる理由

当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、当社取締役の中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めるとともに、取締役に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を割り当てるものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、取締役については450,000株（うち社外取締役12,000株）を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式数の上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲内で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(2) 新株予約権の総数

取締役については450個（うち社外取締役12個）を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式数は（以下「付与株式数」という。）は1,000株とする（ただし、（1）に定める株式数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行う。）。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

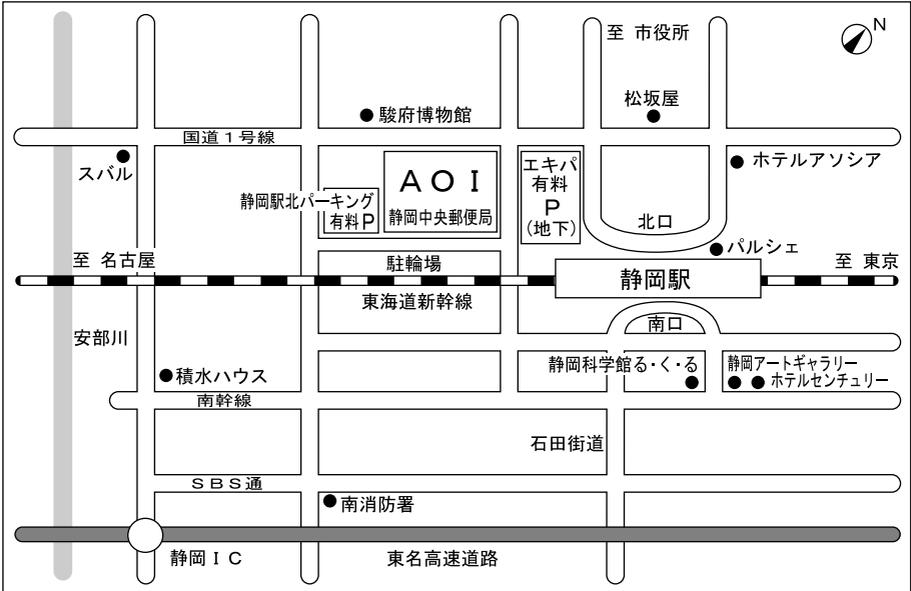
- ① 新株予約権者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。かかる相続人による新株予約権の行使の条件は、下記③の契約に定めるところによる。
- ③ その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

以上

定時株主総会会場ご案内図

静岡県静岡市葵区黒金町1番地の9

静岡音楽館A O I 7階講堂



<交通>

東海道新幹線 JR静岡駅より徒歩約5分